

オミクロン株への対応に関するタスクフォース

議事次第

(令和3年11月30日)

1. 内閣官房長官挨拶
2. 厚生労働省より説明
3. 内閣官房副長官補室より説明
4. 意見交換

オミクロン株への対応に関するタスクフォースの開催について

令和3年11月30日
関係省庁申合せ

1. オミクロン株の実態等が判明するまでの間、水際における状況把握及び対応を適時適切に行うため、内閣官房長官の下、オミクロン株への対応に関するタスクフォース（以下「タスクフォース」という。）を開催する。

2. タスクフォースの構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房長官

議長代理 内閣官房副長官（事務）

副議長 内閣官房副長官補（内政担当）

構成員 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）

出入国在留管理庁出入国管理部長

外務省領事局長

厚生労働省医務技監

厚生労働省危機管理・医務技術総括審議官

厚生労働省生活衛生・食品安全審議官

国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官

国土交通省大臣官房審議官（航空）

国土交通省大臣官房審議官（観光）

3. タスクフォースの庶務は、内閣官房において処理する。

4. 前各項に定めるもののほか、タスクフォースの運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

令和3年 11 月 30 日

水際対策上特に対応すべき変異株等に対する措置(案)

【今回の指定国の概要】

10日間待機国:10ヶ国、6日間待機国:7ヶ国、3日間待機国:31ヶ国・地域
計 48ヶ国・地域

(前回の指定)

10日間待機国:10ヶ国、6日間待機国:7ヶ国、3日間待機国:27ヶ国・域
計 44ヶ国・地域

(具体的な内訳)

【当該株指定国としての待機】

I:当該国内で感染が水際等で発見されている
スウェーデン、スペイン、ナイジェリア、ポルトガル
:3日間停留(新規)

注)本措置は、本日公表、令和3年12月2日午前0時以降施行を予定。

オミクロン株に対する水際措置の強化について

緊急避難的対応として、予防的観点から当面1か月の間、以下の措置を講じる。

1. 外国人の入国停止

11月30日以降外国人の入国を停止する。

※既存の査証発給済者を含む。

※11月30日午前0時前に外国を出発し、同時刻以降に到着した者は対象としない。

2. 日本人等の入国規制強化

●以下の国・地域からの帰国者等に対する指定施設待機措置を追加する。

10日間待機国：アンゴラ（これにより、計10か国）

6日間待機国：イスラエル、英国、オランダ、イタリア（計4か国）

3日間待機国地域：豪州、ドイツ、チェコ、デンマーク、香港、フランス、
カナダ（オンタリオ州）、ベルギー、オーストリア
（計9か国・地域）

※11月29日正午現在。今後、各国の状況により追加等がありうる。

※10日間待機国は11月30日午前0時から適用を開始する。6日間待機国及び3日間待機国・
地域は12月1日午前0時から適用を開始する。

●ワクチン接種者を含め、全ての日本人等の帰国者等に14日間の待機を求める。

3. モニタリングの強化等

（1）オミクロン株に係る指定国からの入国者について、入国者健康確認センターの健康フォローアップを強化する。

（2）変異株サーベイランス体制を強化する。

4. 感染症危険情報の引上げ

アンゴラ、モザンビークについて、レベル2からレベル3に引き上げる。

5. 入国者総数の引下げ

入国者総数について、11月26日から引き上げた1日5,000人の措置を停止し、
12月1日より、1日3,500人目途に引き下げる。